

令和3年4月1日

所 内 各 位

流体科学研究所
新型コロナウイルス感染症対策本部長

本学の緊急時における東北大学行動指針 BCP の改訂及びレベル3への引き上げに伴う流体研の対応について

令和3年3月31日付け総長通知「行動指針BCPの改訂及びレベル3への引き上げについて」を受け、前回の令和3年1月8日付文書から対応を変更します。R3.4.1改訂の本学行動指針レベル3の記載内容に従う他、主な注意点を以下に示します。

また、体調不良の者や濃厚接触の疑いのある者については、体調不良者対応等のフロー図に沿って対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症に関する所内連絡等は引き続き次のメールアドレスへお願いします。

ifs-covid-19@grp.tohoku.ac.jp

1. 実施期間 令和3年4月1日（木）より当分の間

2. 対応内容（BCP項目別）

1) 研究活動

- ・教職員は所内において感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ現場での滞在時間を極力減らし、可能な場合は自宅での活動を推奨します。

2) 授業等

- ・原則オンラインにより実施します。定期試験や学位審査論文等で対面での実施が不可欠と思われる場合、また学部1,2年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施します。

3) 出張

- ・業務上やむを得ない場合で、所長の許可を得た場合のみとします。なお止むを得ず出張を計画する場合は、旅行計画書を原則1週間前までに総務係へ提出するほか、提出

前に所長（上記アドレス）へご相談ください。

4) 学内会議

- ・対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。

5) 学生の課外活動

- ・原則として禁止します。ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。

6) 催事・イベント等（本所が開催するもの）

- ・原則オンラインとします。

7) 事務体制

- ・職員は引き続き感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、目安として3割程度の在宅勤務及び時差出勤を推奨します。各々の業務の性質に従い対応願います。

3. その他注意事項

すべての研究所構成員について、入所の必要な場合は当該の長に事前相談し、リスク管理を徹底のうえ、入所ください。引き続きやむを得ず入所する部外者も含め、入所記録用フォームに記録してから入所ください。当面、入力者は教職員とする措置を継続します。

※1号館以外の建物の常時施錠を継続とします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）【改訂版】

R2.4.7 制定
R2.7.21 改訂
R2.9.8 改訂
R3.1.8 改訂
R3.4.1 改訂

段階（レベル）を動かす判断は、国や地域、本学キャンパス内の状況を総合的に勘案して、対策本部において決定します。

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

また、感染状況などに応じて、項目ごとにレベルを変動する場合もあります。

段階	目安 (例示)	研究活動	授業等	出張	学内会議	学生の課外活動	催事・イベント等 (本学が開催するもの)	事務体制
0		通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が認められる。	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施します。	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議も併用します。	感染拡大に最大限の配慮をして、課外活動を実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、催事・イベント等を実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。
2	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施します。	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	許可を得た場合は、課外活動を実施できます。また、オンライン上で行われる活動及び個人練習も実施できます。	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部署長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。
3	国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での活動を推奨します。	原則オンラインにより授業を実施します。 定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習、及び学部 1,2 年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施します。	業務上やむを得ない場合で、部署長の許可を得た場合のみとします。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	原則禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。	原則オンライン	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、テレワークを推奨します。

4	本学キャンパス内で継続的に感染が拡大している。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、必要最小限の活動のみに限定するとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避けることとします。	原則オンライン授業により実施します。	原則禁止	原則オンライン会議で実施します。	全面禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。	延期又は中止	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、7割程度のテレワークとします。
5	本学キャンパス内で爆発的に感染が拡大している。	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能です。 この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	原則オンライン授業により実施します。	原則禁止	原則オンライン会議で実施します。	全面禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できません。	延期又は中止	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とします。

●警戒情報

(警戒情報を逐次記載をします。)

3/18～4/11まで宮城県・仙台市で緊急事態宣言が発令されていますので、生活及び行動にあたっては十分ご注意ください。

- * 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。
- * この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。
- * 海外渡航については、「本学構成員の海外渡航及び本邦への再入国・帰国について」(2/15 通知)を参照ください。
- * 各種ガイドライン参照のこと
 - <研究>各部局における感染防止対策の管理体制の構築について(5/11 通知)
 - <授業>「ニューノーマルに対応した新しい授業形態について」
 - ・BCPレベル1～3における授業実施の取扱い・対応ガイドライン (R3.4/1 通知)
 - <入試>令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(文部科学省・10/29 改訂)
 - <課外活動>課外活動ガイドライン(7/3 通知)
 - BCP レベルの引き上げに伴う課外活動の原則禁止措置について(R3.1/8 通知)
 - <ボランティア活動>東北大学ボランティア活動ガイドライン(8/5 通知)
 - <寮>学生寄宿舍新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン (6/26 通知)
 - <催事・イベント等>催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(6/12 通知)
 - <図書館>附属図書館・図書室の開館(室)状況